

諮問文及び諮問理由

国道総第561号
令和8年3月13日

社会資本整備審議会
会長 安永 竜夫 殿

国土交通大臣 金子 恭之
(公 印 省 略)

諮 問

国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領に基づき、令和8年度予算に係る道路事業（直轄事業）の新規事業採択時評価について、ご意見を承りたい。

令和8年度予算新規事業化候補箇所

事業名	都道府県等
一般国道40号 <small>ほっかいどう</small> 北海道縦貫自動車道 <small>なかがわてしお</small> 中川天塩道路	北海道
一般国道4号 <small>しろいしみなみ</small> 白石南拡幅	宮城県
一般国道4号 <small>ふるかわたかしみず</small> 古川高清水拡幅	宮城県
一般国道21号 <small>みやうら</small> 宮浦拡幅	岐阜県
一般国道8号 <small>ひこね ひがしおうみ</small> 彦根東近江バイパス(Ⅰ期)	滋賀県
一般国道2号 <small>ふくやま かさおかにし ながわ</small> 福山道路(笠岡西～長和)	岡山県、広島県
一般国道55号 <small>むぎ かいふ</small> 牟岐海部道路	徳島県

諮問理由

「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領第4-1(3)①直轄事業」において、「本省等は、当該事業の予算化について、直轄事業負担金の負担者である都道府県・政令市等に意見を聴いた上で、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴く」こととされている。

令和8年度予算に係る道路事業（直轄事業）の新規事業採択時評価にあたり、同要領に掲げる「学識経験者等の第三者から構成される委員会等」として、社会資本整備審議会にご意見を承るものである。

国道総第562号
令和8年3月13日

社会資本整備審議会
会長 安永 竜夫 殿

国土交通大臣 金子 恭之
(公 印 省 略)

諮 問

道路事業（別紙の事業）の事業主体、施行区分等について、ご意見を承りたい。

(別紙)

[事業主体・施行区分]

事業名	
一般国道57号 <small>なかきゅうしゅうおうだん</small> 中九州横断道路	<small>おおづ にし しも すずりかわ</small> 大津西～下硯川

[有料投資額の変更]

事業名	
一般国道468号 <small>しゅとけんちゅうおうれんらく</small> 首都圏中央連絡自動車道	<small>かなざわ とつか</small> 金沢～戸塚
一般国道468号 <small>しゅとけんちゅうおうれんらく</small> 首都圏中央連絡自動車道	<small>たいえい まつお よこしば</small> 大栄JCT～松尾横芝
一般国道2号 <small>こうべ にし</small> 神戸西バイパス	<small>ながい だに いしがたに</small> 永井谷JCT～石ヶ谷JCT

諮問理由

《事業主体、施行区分》

社会資本整備審議会道路分科会第3回事業評価部会（平成23年5月27日開催）において、事業の責任分担やプロセスを明確化するため、事業主体・施行区分の検討又は有料投資額の変更（約1割以上）に際して、社会資本整備審議会道路分科会事業評価部会で意見聴取するとされたところ。

上記を踏まえ、事業主体・施行区分の検討又は有料投資額の変更を行うため、社会資本整備審議会にご意見を承るものである。

国社整審第 105 号
令和 8 年 3 月 17 日

道路分科会
分科会長 朝倉 康夫 殿

社会資本整備審議会
会 長 安永 竜夫

道路事業の事業主体・施行区分等について（付託）

令和 8 年 3 月 13 日付け国道総第 562 号により当審議会に諮問された道路事業の事業主体・施行区分等については、社会資本整備審議会運営規則第 8 条第 1 項の規定により、道路分科会に付託します。

国社整審第104号
令和8年3月17日

道路分科会
分科会長 朝倉 康夫 殿

社会資本整備審議会
会長 安永 竜夫

令和8年度予算に係る道路事業（直轄事業）の新規事業採択時評価について（付託）

令和8年3月13日付け国道総第561号により当審議会に諮問された令和8年度予算に係る道路事業（直轄事業）の新規事業採択時評価については、社会資本整備審議会運営規則第8条第1項の規定により、道路分科会に付託します。